

岩国地域における公共施設アクションプログラム

通津エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 岩国地域通津エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
通津	23	1,992	4,037人	419人 (10.4%)	1,993人 (49.4%)	1,625人 (40.3%)

(2) 施設の設置状況

岩国地域通津エリアの公共施設は、19施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	学習等供用会館	通津	通津供用会館	○	RC	1983	647.32	○	—	継続	維持(長寿)	35
2	社会教育系施設	公民館	通津	通津分館	○	RC	1983	192.68	○	高	継続	維持(長寿)	67
3	学校教育系施設	小学校	通津	通津小学校	○	RC	1971	4,193.11	○	—	継続	検討	155
4	学校教育系施設	小学校	通津	通津小学校通西分校	—	RC	1980	247.80	○	土	転用,検討	検討	164
5	学校教育系施設	中学校	通津	通津中学校	—	RC	1971	3,774.46	○	—	継続	検討	172
6	子育て支援施設	放課後児童教室	通津	通津放課後児童教室	—	W	2000	70.13	○	—	継続	維持(長寿)	226
7	行政系施設	出張所等	通津	通津出張所	○	RC	1983	78.00	○	—	継続	維持(長寿)	249
8	行政系施設	水防倉庫	通津	通津水防倉庫	—	S	1971	31.97	旧	高	継続	維持(修繕)	258
9	行政系施設	消防団車庫等	通津	通津分団第1部消防車庫	—	W	1983	111.62	○	高	継続	維持(修繕),検討	259
10	行政系施設	消防団車庫等	通津	通津分団第2部消防車庫	—	W	1979	29.81	旧	—	継続	維持(修繕),検討	259
11	行政系施設	消防団車庫等	通津	通津分団第3部消防車庫	—	CB	1973	80.60	旧	—	継続	維持(修繕),検討	259
12	行政系施設	消防団車庫等	通津	通津分団第4部消防車庫	—	CB	1976	19.79	旧	土	継続	維持(修繕),検討	259
13	行政系施設	消防団車庫等	通津	通津分団第5部消防車庫	—	CB	1979	19.91	旧	土	継続	維持(修繕),検討	259
14	行政系施設	消防団車庫等	通津	通津分団第6部消防車庫	—	CB	2021	41.40	○	土	継続	維持(修繕),検討	259
15	公営住宅	公営住宅	通津	通津南団地	—	CB	1976	1,971.99	旧	高	移転	廃止,検討	288
16	公営住宅	公営住宅	通津	通津北団地	—	RC	1975	5,372.53	○	高	継続	維持(長寿)	288

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
17	公営住宅	公営住宅	通津	浪の浦団地	—	CB	1966	6,239.96	旧	土	移転	廃止,検討	289
18	公営住宅	公営住宅	通津	浪の浦東団地	—	RC	1987	2,021.48	○	—	継続	維持(長寿)	289
19	遊休資産	遊休資産	通津	旧長野地区工業用水源地	—	RC	1969	13.77	旧	—	—	廃止	394

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口
通津エリア	通津供用会館	23	1,992世帯 4,037人

* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設

集会系施設として、供用会館の1. 通津供用会館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 通津供用会館

耐震基準を満たしており、出張所等を併設し、地域づくり拠点施設として位置づけることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

ウ アクションプログラム

1. 通津供用会館

通津エリアの地域づくり拠点施設とします。通津分館及び通津出張所との複合施設で、1983 年に新耐震基準で建設し、建築から 40 年経過しています。子供の勉強会やラージボールなどに利用され、諸室の稼働率は 0.4%～40.6%で、年間約 9,800 人が利用しています。地域づくり拠点施設として位置付けることから、保全計画（令和 7 年度に策定予定。以下同じ。）に基づき、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

市が管理運営を直営で行っており、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした管理運営手法について、令和 7 年度までに検討します。

(2) 公民館

公民館として、2. 通津分館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 70・71 ページを参照）

【機能】

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援など少子化・高齢化などの社会状況の変化に起因する地域課題に対して、市民、自治会、企業などと行政が協働してその解決に取り組む場としての役割が求められています。

公民館は、社会教育法に基づき設置されることから、同法の規制の中で事業を行う必要がありますが、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けを見直し、地域課題解決のための学習や実践活動の場として、多様な主体が地域のまちづくりを担う拠点施設として、施設の利用度を高めてより様々な活動ができる施設に移行することについて検討します。

その上で、中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていきます。また、その他の 15 の公民館及び分館については、公民館事業の実施のほか、地域課題解決のために地域が連携して学習や実践活動する場と位置付けて今後も機能を継続します。

【建物】

現に出張所などと複合化されている公民館の建物については、多様な主体が協働して地域が抱える課題の解決に取り組む場（地域づくり拠点施設）と位置付け、耐震基準を満たす施設は計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

単体の公民館や、耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な公民館については、他の施設との複合化や廃止も含めて検討します。

【管理運営等】

「地域づくり拠点施設」として位置付ける公民館施設の管理運営については、市民・地域が主体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

2. 通津分館

耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

2. 通津分館

通津供用会館及び通津出張所との複合施設で、1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過しています。公民館まつりや夏休み子どもチャレンジなどの事業のほか、市民団体の自主的な活動などに使用され、諸室の稼働率は12.6%～52.2%で、年間約7,100人が利用しています。

公民館は、市民の学習活動や趣味・生きがい活動に加え、地域課題の解決のための学習活動や実践活動を支援する役割を担うことから機能は継続します。施設は、併設する通津供用会館に合わせ、対応します。

市が管理運営を直営で行っており、地域づくり拠点施設にふさわしい地域力をいかした管理運営手法の導入について、令和7年度までに検討します。

(3) 小学校 (4) 中学校

小学校として3.通津小学校、4.通津小学校通西分校の2施設を、中学校として5.通津中学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は164・165ページ、177ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校・中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、保護者や地域住民の方々などから広く意見を聴きながら、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

3. 通津小学校

耐震基準を満たしているものの、建築から50年程度経過していることから、大規模改修に要する費用と適正な規模での建て替えによる費用を比較検証し、大規模改修を行うか、建て替えを行うか検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

4. 通津小学校通西分校

休校後、一定の期間を経過した学校施設については用途変更を行い、普通財産に転用し、民間活力を活用したサウディング型市場調査の手法等も取り入れて利活用や売却について検討する。

5. 通津中学校

岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正規模適正配置について、小学校との一貫整備を含め検討・協議する。

建築後45年以上経過していることから、検討・協議結果により、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修を行うか、適正規模での建て替えを行うか、費用対効果を検証し、検討する。

施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

ウ アクションプログラム

3. 通津小学校、5. 通津中学校

通津小学校の校舎は1971年に、体育館は1976年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は2012年に、体育館は2013年に耐震改修工事を行い耐震基準を満たしていますが、建築からそれぞれ52年、47年が経過して老朽化が顕著となっています。

通津中学校の校舎は1971年に、体育館は1975年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は2014年に耐震改修工事を行い、体育館は耐震診断の結果、耐震基準を満たしていますが、建築からそれぞれ52年、48年が経過して老朽化が顕著となっています。武道場は1991年に新耐震基準で建設し、建築から32年経過しています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、いずれも学校施設として維持することから、通津小学校の校舎・体育館と通津中学校の校舎・体育館は、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、当面必要な修繕等を行い継続使用し、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替えについて検討します。通津中学校の武道場は、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

また、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和7年度までに検討します。

4. 通津小学校通西分校

1980年に旧耐震基準で建設し、建築から43年経過して老朽化が進んでいます。平成9年に休校後、2室（全体2室）を地元の祭り等の倉庫や練習場として使用されています。令和7年度までに公的利用・地域利用の有無を確認した上で、いずれも見込みがない場合は売却・民間活用のサウンディング型市場調査を行い、有効活用を検討します。有効活用の見込みがない場合は除却します。

(5) 放課後児童教室

放課後児童教室として、6. 通津放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

6. 通津放課後児童教室

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

6. 通津放課後児童教室

専用施設で、2001年に新耐震基準で建設し、建築から22年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用します。なお、通津小学校の建て替えにあわせ学校校舎内への移転を検討します。

(6) 出張所

出張所等として、7. 通津出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は251ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、併設する公民館の機能も含めて、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

7. 通津出張所

通津供用会館及び通津分館との併設で、耐震基準を満たしている。

地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクシオンプログラム

7. 通津出張所

通津供用会館及び通津分館との複合施設で、1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過しています。施設は、併設する通津供用会館に合わせ、対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

(7) 水防倉庫

水防倉庫として、8. 通津水防倉庫を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263ページを参照）

【機能】【建物】

水防倉庫については、水害による被害を防ぐための水防資器材を保管する場所として今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

イ 個別施設計画での方向性

8. 通津水防倉庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクシオンプログラム

8. 通津水防倉庫

1971 年に旧耐震基準で建設し、建築から 52 年経過しています。水害による被害を防ぐための水防資器材を保管することから、必要な修繕等を行い継続使用します。

(8) 消防団車庫等

消防団車庫等として、9. 通津分団第 1 部消防車庫、10. 通津分団第 2 部消防車庫、11. 通津分団第 3 部消防車庫、12. 通津分団第 4 部消防車庫、13. 通津分団第 5 部消防車庫、14. 通津分団第 6 部消防車庫の 6 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263・264 ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

9. 通津分団第 1 部消防車庫、10. 通津分団第 2 部消防車庫、11. 通津分団第 3 部消防車庫、12. 通津分団第 4 部消防車庫、13. 通津分団第 5 部消防車庫、14. 通津分団第 6 部消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

9. 通津分団第 1 部消防車庫、10. 通津分団第 2 部消防車庫、11. 通津分団第 3 部消防車庫、12. 通津分団第 4 部消防車庫、13. 通津分団第 5 部消防車庫、14. 通津分団第 6 部消防車庫

通津分団第 1 部消防車庫及び通津分団第 6 部消防車庫は新耐震基準で、他の施設は旧耐震基準で建設し、建築から 2 年～50 年が経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和 7 年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和 8 年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(9) 公営住宅

公営住宅として、15. 通津南団地、16. 通津北団地、17. 浪の浦団地、18. 浪の浦東団地の 4 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 295・296 ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

15. 通津南団地、17. 浪の浦団地

旧耐震基準の建物もあり、老朽化が進んでいることから住生活基本計画及び次期長寿命化計画改定の中で、建て替えを含め今後の在り方について検討を行いつつ、移転について協議し、現在の入居者が退去した段階で廃止する。

16. 通津北団地

旧耐震基準の建物であり老朽化が進んでいるものの、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

耐震基準を満たしていない一部の住宅については、耐震改修を実施する。

18. 浪の浦東団地

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による岩国地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は1,318戸で、将来（令和32年）の必要戸数を715戸としています。

必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

なお、統合・建て替え、用途廃止により必要な管理戸数を下回る場合は、民間賃貸住宅の活用を図り必要管理戸数を確保します。

18. 浪の浦東団地

1987年に新耐震基準で建設し、建築から36年経過し、管理戸数29戸のうち22戸に入居しています。

おおむね30年後も耐用年限が未経過なことから、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

16. 通津北団地

1974年の建設で、建築から49年経過し、管理戸数90戸のうち74戸に入居しています。旧耐震基準で建設していますが、簡易な診断等により、条件を満たしています。

おおむね20～30年後には耐用年限を経過することから、当面、必要な修繕等を行い継続使用しつつ、次期市営住宅長寿命化計画の中で、統合・建て替えについて検討します。

15. 通津南団地、17. 浪の浦団地

通津南団地は、1976年の建設で、建築から47年経過し、管理戸数45戸のうち20戸に入居しています。

浪の浦団地は、1965年の建設で、建築から58年経過し、管理戸数98戸のうち45戸に入居しています。

いずれも旧耐震基準で建設し、簡易な診断等の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(10) 遊休資産

遊休資産として、19. 旧長野地区工業用水源地を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 397 ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

有効活用を図るため、公的利用を調査した上で、その予定が無い施設について、地域団体や民間事業者を対象に、地域利用や売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

19. 旧長野地区工業用水源地

旧耐震基準の建物であることから、廃止（除却）する。

ウ アクションプログラム

19. 旧長野地区工業用水源地

工業用水道設備揚水・送水ポンプ室として、1969 年に旧耐震基準で建設し、建築から 54 年経過しており、老朽化が顕著となっています。

現在使用されていないことから、除却時期について調整します。

4. 岩国地域通津エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設

該当する施設はありません。

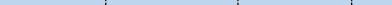
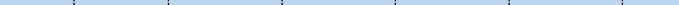
(2) 廃止について協議する施設（3 施設）

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設（1 施設）

19. 旧長野地区工業用水源地

【対応方針】

令和 7 年度に策定する「除却計画」の中で、除却時期について調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
19										
	除却計画策定の中で時期の調整			除却計画に基づく対応						
担当部署	施設経営課									

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設

該当する施設はありません。

ウ 市営住宅（2 施設）

15. 通津南団地、17. 浪の浦団地

【対応方針】

老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
15. 17.	 新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課									

(3) 計画的な改修等を行う施設(10 施設)

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設(4 施設)

1. 通津供用会館、2. 通津分館、7. 通津出張所、5. 通津中学校(武道場)

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

地域づくり拠点施設(複合施設を含む。)については、地域力を活用した管理運営手法への移行を令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1～7	 保全計画の策定									
1. 2. 7	 管理運営手法・体制の検討									
協議先	1. 通津地区自治会連合会									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理を行う部署・・・1. 7. 地域づくり推進課、2. 中央公民館、5. 教育政策課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設(1 施設)

18. 浪の浦東団地

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
18	 保全計画の策定									
担当部署	建築住宅課									

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設(5 施設)

3. 通津小学校(校舎・体育館)、5. 通津中学校(校舎・体育館)、6. 通津放課後児童教室

【対応方針】

通津小学校、通津中学校は、当面必要な修繕を行い継続使用しますが、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め適正規模での建て替えを検討します。放課後児童教室は、通津小学校の建て替えの際には学校施設内への移転について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3. 5. 6	 必要な修繕等を行い継続使用									
担当部署	3. 5. 教育政策課、6. 保育幼稚園課									

8. 通津水防倉庫

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
8										
	必要な修繕等を行い継続使用									
担当部署	危機管理課									

16. 通津北団地

【対応方針】

おおむね 20～30 年後には耐用年限を経過することから、当面、必要な修繕等を行い継続使用しつつ、次期市営住宅長寿命化計画の中で、統合・建て替えについて検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
16	必要な修繕等を行い継続使用 次期長寿命化計画で統合・建て替えについて検討									
担当部署	建築住宅課									

(4) 建て替え等が必要な施設

対象となる施設はありません。

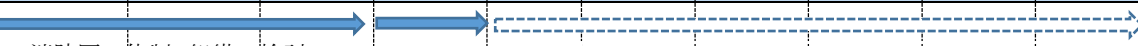
(5) 今後検討が必要な施設（7 施設）

ア 消防団施設（6 施設）

9. 通津分団第 1 部消防車庫、10. 通津分団第 2 部消防車庫、11. 通津分団第 3 部消防車庫、12. 通津分団第 4 部消防車庫、13. 通津分団第 5 部消防車庫、14. 通津分団第 6 部消防車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和 7 年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和 8 年度に策定し、以降、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
9～14										
協議先	通津分団第 1 部、通津分団第 2 部、通津分団第 3 部、通津分団第 4 部、通津分団第 5 部、通津分団第 6 部									
担当部署	危機管理課									

イ サウンディング型市場調査等を行い売却等を検討する施設（1 施設）

4. 通津小学校通西分校

【対応方針】

別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和7年度までに、利用実態を精査し、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
4	 利用実態の精査	 公的利用・地域利用の調査 適化法との関係整理	 サウンディング型市場調査等 による売却等の検討	 検討結果に基づき対応						
協議先	施設利用者									
担当部署	教育政策課									

5. 再編・再配置の検証

該当する施設はありません。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

通津エリアに譲渡対象となる施設はありません。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、次のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組を評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行った上で、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

岩国地域、通津エリアの公共施設では、公営住宅に指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

7. 施設位置図

